



**春は異動の時期です。  
主な手続きについて必要事項をお知らせ  
します。**

## 転入・転出

### 👉 転出される方

転出の届出をしてください。転出証明書を発行しますので、14日以内に転入先で転入の届出をしてください。転出証明書がなければ転入できません。

### 👉 転入された方

引越してから14日以内に転入の手続きをしてください。前住所地の役場で発行した転出証明書が必要です。

### 👉 転居される方

引越してから14日以内に転居の届出をしてください。

### 👉 本人確認について

転入、転出や転居などの届出には印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明証が必要です。なお、写真付きの身分証明証が無い場合は2種類の身分証明証が必要です。

- ・健康保険証
- ・公的年金手帳
- ・公的年金証書など

## 戸籍・住民票

### 👉 戸籍の届出および証明書の取得

婚姻や離婚など戸籍の届出には、他人による「なりすまし」を防ぐため、本人確認が必要です。確認できない場合は、ご本人に対し届出が受理されたことを通知します。また、戸籍の証明書を取得する際にも本人確認が必要です。直系親族の戸籍以外の他人の戸籍を取得する際は、本人確認に加え、委任状が必要です。なお、本人確認ができない場合は、交付をお断りすることがあります。

### 👉 住民票の届出および証明書の取得

住民異動届や取得についても、本人確認が必要です。

#### ❖ 戸籍・住民票の届出および交付に必要な本人確認の方法

原則 (以下の中から1点を提示)	左記のものが提示できない場合 (以下の中から2点を提示)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・住民基本台帳カード (写真付)</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障がい者手帳など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・介護保険証</li> <li>・公的年金手帳または証書</li> <li>・住民基本台帳カード (写真無)</li> <li>・法人発行の身分証明証 (写真付)</li> <li>・学生証 (写真付) など</li> </ul>
本人からの委任状が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が窓口に来られるとき</li> <li>・世帯が違う方の住民票の異動や交付などを行うとき</li> </ul>

## 印鑑登録

印鑑登録をする際は、次のことにご注意ください。

また、転入された方の前住所地での印鑑登録は、転出の届出により廃止されるため、新たに登録が必要となります。

#### ❖ 本人が窓口に来られる場合

登録する印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明証が必要です。写真付きの身分証明証が無い方は、市内で印鑑登録をしている人に保証人になってもらえる方は、当日登録ができます。写真付きの身分証明証が無く、保証人もいない場合は、仮受付となり、後日、本人確認のための照会書を郵送しますので、必要事項を記入し、身分証明証とともに窓口へ持参してください。

#### ❖ 本人が窓口に来られない場合

代理人による登録申請ができますが、代理人選任届書などが必要です。ただし、仮受付となるため、即日交付はできません。